

二、木	〇・三〇	一、一、扁	〇・二〇	二〇、二	三・五〇
三、莢	〇・一〇	一、二、柳	一・五〇	二、二、二	〇・二五
四、二	〇・五五	一、三、席	一・〇〇	二、三、四	〇・四〇
五、莢	〇・一五	一、四、摺	〇・三〇	二、四、漏	〇・二五
六、鎌	〇・一五	一、五、挑	〇・一八	二、四、梯	〇・二五
七、斧	〇・三〇	一、六、大	〇・一五	二、五、趕	自家製作
八、鋸	〇・三〇	一、七、口	一・〇〇	二、六、掃	自家製作
九、竹	〇・二〇	一、八、斧	〇・四〇	二、七、一	不詳
購入方法	概ね凌源城内の雜貨店乃至露店商より現金にて購入す。				

二、耕種概要

當部落は北岩山に遮蔽され、南凌河を境界とし、凌源平泉承德等を連結して東西に走る大道に沿へる部落である。氣候温暖にして地味亦さして悪しからず、村民は阿片の栽培を主として之に生計の大部を依存せしめ、自家消費穀類は一年を維持するに足りぬ程の耕作状況である。而して一昨年凌源—平泉間の鐵道開通してより高粱の播種面積著しく減少し、主食物を粟に求める關係上阿片栽培地以外の土地は概ね之が耕作に占られ大豆その他の作物は附加的に栽培されるに過ぎぬ。従つて輪作を行ふの餘地極めて尠なく、漸次土地の荒廢するを免れぬものゝ如くである。今次に主要作物の耕作方法及び之に要する勞力を調査し農村實態の一斑を示さう。

(一) 阿片

當部落民經濟生活の大宗をなすものであり、之が耕作は尠くとも中則地以上に於いて行はれる。従つて上則地、中則地は年々之が連作行はれる爲め、地味の荒廢を防ぐに相當多量の施肥を必要とす。次に阿片の耕作方法を序を追ふて記す。

A 前作株處理 阿片は連作するも其收穫期早きため其の後へ蕎麥を栽培するのが普通である。蕎麥は收穫の際鎌刀を以て根本より刈取る爲め、收穫後の農閑期を利用し犁丈を以て根株を掘り起し土地を休養せしめる。當部落にては燃料不足の爲め蕎麥の根も乾燥後燃料に供する。

B 整地、施肥、播種 清明節直後先づ犁丈を以て耕鋤し之に鐵銑を以て淺く溝を作る。(溝と溝の間約一尺二寸) 其の溝中へ糞を以て土糞(一畝當り三六〇斤、三〇斤入りの挑筐一二〇箇)を撒き、一日間を置いて水を流し込み(耕地の井戸より直接流し込む爲め其の量不明)直ちに手を以て播種す。二三日後足で土をかけつゝ踏み固める。

選擇十二戸之作物別播種面積

調査 番號	年 別	高 粱	大 豆	粟	包 米	蕎 麥
一	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
二	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
九	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
一七	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
二七	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
三一	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
三四	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
四一	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
四二	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
四三	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
四五	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
四八	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇
計	康徳元年	〇・一七	〇・〇四	〇・六〇	〇・一〇	〇・五〇

番調	年	別	鴉片	黍子	小豆	黑豆	綠豆	豌豆
一	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
二	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
九	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
一七	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
二七	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
三二	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
三四	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
四一	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
四二	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
四三	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
四五	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝
四八	康徳元年	大同二年	生産量 兩	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石	生産量 石
計	康徳元年	大同二年	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝	耕作面積 畝

C 中耕及除草 播種後一月程して手及び手鋤を以て草を抜き去る。この第一回の除草は全然除草のみであるが此の後四五日置きに四度計り中耕と共に除草が行はれる。夏至前後が開花期であるが、開花してからは花の痛まない様に全然中耕除草を行はなす。

D 收穫 開花後は折からの烈日に急速な成長をなし、僅か七、八日にて子房(莢)は大きくなり、採收可能な状態となる。此の頃を最初として暑氣酷しき年には僅か十日内外、(調査戸に於ける経験上最短の採取期間は九日なりし由)暑氣比較的緩やかなる年に於てすら十五、六日内

外(最長二〇日)の中に十回乃至十三回位、甚しい折には一個の壺から一日二回の採取をなす由で阿片栽培に於ける最も繁忙なる時期である其の採取の方法は二人を以て一組をなし、一人が阿片刀を以て器粟の壺に浅く傷をつけ他の一人が直ちに指を以てその泌み出す液汁を拭き取つて茶碗になすり落すのである。

E 調製販賣 採取した阿片汁を皿に入れ太陽の烈しく照り付ける庭前に出し、之を攪拌しつゝ水分を蒸發せしめると普通一日で最初は白汁であつたのが漸次赤味を帯び終には赤味の糊の様になる。之を凌源城内の大満公司に賣却するのであるが、この調製は採取次第に婦女子の手を以て行はしめる。

阿片は其濃度により價格に相違あり、第一回採取のものは一兩一圓にもなるが、回数の後になるに従ひ廉價となり八九回頃よりは二角位に下落する。多くは城内大満公司に賣却するが稀には買入れに来る仲買人に賣渡すこともある。この場合價格に變りなきも秤に大小あつて仲買人はそれに依つて利得するのである。

(二) 粟

A 前作株處理 粟は出来る限り大豆跡に作られるが當部落は阿片の栽培に重きを置くので、他の作物は殆んど自家消費にも不足する位しか耕作されない。而して鐵道敷設以來は高粱の耕作面積が著しく減少して居るので、主食物を他に求めざるを得ず、阿片を除く他の作物面積より一般に粟の耕作面積の方が廣いので大體に於て連作せざるを得ない立場にある。前作株處理は前作が豆子、粟何れにせよ、前年收穫後農閑期を利用し犁文を以て舊畦溝を耕作し土地を軟かにする。

B 整地、播種、施肥、鎮壓 正月中に撈を以て土地を整へる。播種期(山地は清明節後十日位迄の間に、平地は更に十日程遅る)になると五人一組となり、犁丈一台(驢二頭)を以て畦を作る後から一人が點胡蘆を以て播種する。二人は糞筐を以て土糞を撒く(施肥材料一畝當り千八百斤)その後から残つた一人が波材を以て土をかけ鎮壓をする。

C 中耕、除草 播種後約一ヶ月、苗の三寸程に伸びた頃鋤を以て畦間を中耕すると共に除草を行ひ且つ間引する。この際の除草間引は女子供が従事する。更に五十日程経て約二尺位に伸びた折、犁丈を以て中耕を行ひ根に覆土す。

D 收穫運搬 陰曆八月初旬白露の頃鎌刀を以て根本より刈り取る。若し晴天續きなれば刈取つた儘五日位乾燥させて後之を束ねて運搬す

る。若し雨期なれば刈り取るや直ちに束ね、穂を上にして立て、雨後五日位この儘の形で乾燥せしめる。之を曬又は人が荷つて庭先へ運搬す。

E 脱穀調製 穂切は鉄乃至野柴刀を以て行ひ之を曬一頭人二人が一組となつて石頭轆子にて脱落せしむ。一天地分の穂は三日位この行程を要する。之より約五石を收穫、之を礪子にかけて精製食用に供するのであるが、粟は凍つた方が容易に脱穀するを以て冬期寒氣酷しき折行ふこと多しと言ふ。

(三) 高粱

鐵道開通以來播種區域制限されたる爲め連作する面積多し。

A 前作株處理 前年内の農閑期を利用し鋤を以て根株を掘り出し、其の後犁丈をかけて土地を休養せしめる。

B 整地、播種、施肥 清明節後十日位の間に整地を始む。五天一組となり犁丈溝を作る後より點胡蘆を以て播種し、二人が糞筐を以て一天地當り一、八〇〇斤の土糞を施肥し最後に波材を引いて覆土鎮壓を行ふ。

C 中耕除草 播種後約一ヶ月高粱が三、四寸に伸びた際鋤を以て畦間を中耕すると共に除草間引を行ふ。之は年に依り一回のこともあるが中耕のみは大體二回行はれる。二度目の中耕は高粱が二尺程になつた際犁丈を以て行はれ同時に覆土をなす。

D 收穫運搬 陰曆八月中旬立秋前後に收穫を行ふ。先づ鎌刀を以て根本より刈り取り直ちに穂切りをなし穂のみ自家へ運搬し置き高粱稈は收穫後運搬す。

E 脱穀調製 收穫後十日程経て曬に石頭轆子を引かせて脱穀し、精製は收穫直後の繁忙期は必要量のみ調製し冬期の農閑期に全部の調製をなす。

(四) 大豆(粟の跡地)

耕作方法勞力等は大豆粟に同じ。播種は粟の播種終了後行はれ收穫は殆んど同時に行はる。大豆は日盛りは莢の弾じける怖れがあるので、日出時より十一時頃まで及び午後四時頃より日没までの間に爲される。

(五) 蕎麥

粟粟の跡地に栽培するも單に土地利用に過ぎず。特別な意味を有せず。阿片收穫後直ちに犁丈を以て全體に涉つて耕作し、直ちに手を以て播種す。施肥なし。播種後十日頃鋤を以て畦間を中耕し、發育を助長せしむると共に除草を行ふ。

收穫は鎌刀を以て刈り取り、五日程乾燥せしめて後運搬す。調製は先づ蕎麥の實を臼にかけ穀を取り篋箕に入れて之を分け礪子にて製粉す。收量一天地穀付三石。

次に粟、高粱、大豆の栽培に要する一天地當りの勞力を表示す。左の中粟粟のみは一畝當りの勞力より算出せるを以て一天地當り勞力としてはいさか過大の點あるやも知れず。

	粟				高粱				大豆			
	人	夫	犁	役	人	夫	犁	役	人	夫	犁	役
肥料運搬施肥	七〇	一	一	一	六	一	一	一	六	一	一	一
前作株根處理	一六	一	一	一	一・二	一	一	一	一・二	一	一	一
整地	一四	一	一	一	一・二	一	一	一	一・二	一	一	一
播種	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
除根	一〇	一	一	一	二・五	一	一	一	二	一	一	一
中耕	一〇	一	一	一	六	一	一	一	六・五	一	一	一
收穫	二〇〇	一	一	一	三	一	一	一	七	一	一	一
運搬	一〇	一	一	一	三	一	一	一	八	一	一	一
脱穀調製	三六六	一	一	一	四六・七	一	一	一	五五・五	一	一	一
計	二	一	一	一	三・二	一	一	一	六・五	一	一	一

三、經營面積

(一) 經營面積

本屯に於ける自小作別經營面積次の如し。

自作小作別	戸数	経営面積	一戸當り平均 経営面積
自作	二八	六七〇・〇畝	二三・九二畝
自作兼小作	四	六四・五	一六・二三
自作兼日工	八	三五・〇	四・三八
小作兼日工	三	一九・五	六・五〇

(備考) 厘位以下四捨五入 尙(二)自作兼旅籠經營は便宜上自作兼小作欄に記入

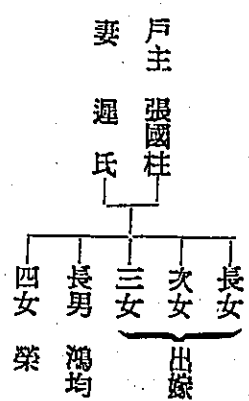
作物別播種面積は別表の如く販賣用作物たる粟粟及び主食物たる粟高粱以外は粟粟の跡地を利用する蕎麥を初め豆子蔬菜等は何れも附加補足的に耕作されるに過ぎない。

器粟栽培地高粱播種區域が決定され居る以上次表にて明瞭なる如く粟の播種面積が隔絶して居る爲め輪作を行ふ餘地極めて尠なく農民も之に心を勞することの愚を覺り、殆んど輪作は行はれぬと稱しても大過なき現狀である。

自小作別經營面積別に六戸を選擇し經營狀態を調査し農家の經濟狀態を察知せんとす。

A 自作の大(九、四畝)

家族の構成



種別	播種面積	現物收量	賣却量	現金收入	自家消費費用
大豆	三畝	〇・五石	〇・五石	四・五〇圓	三・〇石
高粱	一畝	三・〇石	一	一	一

農業の實際經營は戸主及び長男之に當り、雇農を入れて耕作に従事す、經營狀況次の如し。

粟	蕎麥	阿片	蔬菜	現金收入計	自家消費現物計
一〇	六	六	一	一〇〇〇斤	一〇六・九〇
六〇	一・八	一〇兩	一〇〇兩	一〇〇〇圓	一〇〇・六石
〇・二	一	一	一	一	一〇〇〇斤
二・四〇	一・八	一	一	一	一〇〇〇斤

他に包米の播種面積十畝を數ふるも收量不明にて記入し難し。(販賣量なし)

右の經營に要する農具數及び昨年の購入數を表示すれば次の如し。(農具價格は一、(三)参照)

大農具(昨年の購入なし)

種別	所有數	種別	所有數	種別	所有數
犁	一	簸箕	二	磨	一
鋤頭	二	簸箕	三	刀	一
鋤頭	二	牛馬槽	二	鐵齒耙子	一
石頭鞭子	一	碾子	一	圓子	一

小農具

種別	所有數	種別	所有數	種別	所有數
鐵鋤	二	篩子	一	柳	一
二又	一	扁擔	一	口	一
箕	一	柳	一	挑	一
斧	一	口	一	袋	一

耕作に使用する役畜は牛驢各一頭なり。

農業經營に要せる費用次の如し。

小農具購入	○九六
農具修繕費	四〇〇
諸稅負擔	三〇〇〇
畝捐	(二畝七角五分・申告面積四〇畝) 三一・一〇
禁煙特稅	(二畝五圓 他に徵收手數料二角宛) 一・四〇
糧穀賣却稅	五〇〇〇
勞働者雇傭費	一一七・五六
經營費計	

斯くし現金收入に於いて十圓六六錢の不足を見る次に生活費に就いて見れば

食費	二〇〇
衣服費	一八六〇
光熱費	一一・六〇
什器費	〇・六〇
嗜好費	〇・四〇
雜費	四・五〇
小畜畜購入費	五・〇〇
借入金利拂	五・〇〇
生活費計	二四・〇〇
經營費	七・一七〇
生活費合計	一八九・二六

當家にては農業經營以外現金收入の道なし。故に農民の申告を信ずれば年々相當量の缺損を見ることとなる。昨年の借入銀五〇圓も不生産的消費に終り、斯くては年々負債の累増を來しその重壓に耐へざるに至らんことを憂ふる次第である。

B 自作の中（四三二）一三畝

家族の構成

戶主 于文明
妻 李氏
長女（出嫁）

經營狀況次の如し。

種別	播種面積	現物收量	賣却量	現金收入	自家消費用
阿片	三・〇畝間作	二二〇兩	一二〇兩	六一・二〇圓	—
粟	五・〇	〇・五石	—	—	〇・五石
小豆	二・五	〇・五	〇・四石	三・六〇	—
綠豆	二・五	〇・五	〇・五	四・五〇	—
蔬菜	三・〇 (間作)	一、〇〇〇斤	八〇〇斤	六・四〇	二二〇斤
現金收入合計				七五・七〇	

右の經營に要する農具數を調査せば次の如し。

大
農
具

鋤頭	壞耙	種別	所有數
一	一		
石頭鞭子	鎬頭	種別	所有數
一	一		
拉鋤	簸箕	種別	所有數
一	一		

小
農
具

種別	所有數	前年購入數
鐵銑	—	—
木楮	—	—
荑叉	—	—
荑筐	—	—
鎌	—	—
竹耙子	—	—

種別	所有數	前年購入數
扁擔	—	—
柳子	—	—
席子	—	—
挑筐	—	—
口袋	—	—

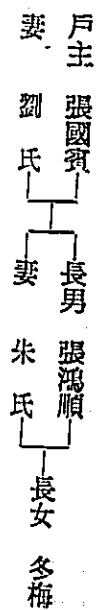
農具購入	二五三
苗種費	一五〇
勞賃	一〇〇
諸稅負擔	一五・六〇
禁煙特稅	三・三七
畝捐	二四・〇〇
經營費計	

食費	六二・五
被服費	〇・三〇
光熱費	七八〇
什器	〇・三五
酒	一・〇〇
雜費	五・〇〇
生活費計	七五・七〇
經營費合計	九九・七〇
生活費合計	

以上に依つて見れば現金収入七五圓七〇現金支出九九圓七〇にして差引二四圓の収入不足を見る。

自作の小(三四)六七畝

家族の構成



經營狀況次の如し。

種類	播種面積	現物收量	賣却量	現金收入	自家消費
粟	四〇畝	二〇石	一〇石	一〇〇圓	二〇石
副產穀	—	〇・八	〇・八石	一〇〇	—
谷	—	三〇〇斤	—	一〇〇	—
阿片	二・七	一五〇兩	一五〇兩	七五・〇〇	—
蔬菜	〇・二	—	一三〇斤	三一・九〇	一三〇斤
果樹	—	—	—	—	—
現金收入計	—	—	—	一〇八・九〇	—

農具所有數

大
農
具

犁	鋤頭	鎬頭	石頭墾子
一	一	一	一
種別	種別	種別	種別
所有數	所有數	所有數	所有數
磨	斗	秤	鐵齒耙子
一	八	二	一
種別	種別	種別	種別
所有數	所有數	所有數	所有數

小
農
具

	錫	斧	鐮	箕	二	箕	木	鐵	種
別									
所有數	一	二	三	一	一	一	一	一	
上年購入數			三	一		一	一	一	
種	二	紅	菜	斧	口	大	挑	摺	
別	股					台			
	叉		刀	刀	袋	筐	筐	子	
所有數	一	二	一	一	一	一	一	二	
上年購入數			一	一		一		一	

自家製作 自家製作

10

相當の純益を與

としよう。

は鐵道工夫とし

維持月數

一個月
一個月

其他賃料

牛賃賃料一〇・八

扁擔 一

席子 一

挑筐 一

口袋 一

一九四

前年購入は挑筐一雙のみ。

經營費 諸稅公課は地主の負擔。

農具購入 〇・二八
小家畜購入 三・〇〇
飼料(糠) 五・〇〇
經營費計 八・二八

生活費

食費 七五・八六
被服費 六・四〇
光熱費 一・六〇
酒費 六・〇〇
雜費 二・二五
生活費計 九三・一一
經營費合計 一〇〇・二九

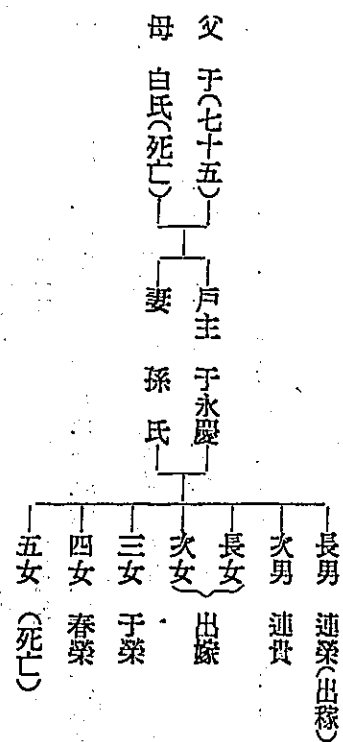
之に對し收入總額は

農業收入 八二・五〇
日工收入(月主) 二〇・〇〇
計 一〇二・五〇

當家にても經營面積のみを以てしては稍不足を告げ勞賃の補填に依り收支略々一致する状態を示してゐる。

F 小作の小(四五)三畝

家族の構成



現住人口男三、女三にして農耕に従事するは戸主のみ。長男は農業勞働者として棲根子に出稼中なり。
經營面積三畝の利用收益狀況次の如し。

種別	面積	收量	小作料	賣却量	現金收入	自家消費
阿片	三畝	三三〇兩	一二〇兩	一〇兩	三四・九二	七・五斗
蕎麥	三畝	一・五	七・五斗	一〇	三四・九二	七・五斗
農業經營に依る現金收入					三四・九二	
經營費					七・八〇	
禁煙特稅(地主と折半但し未納)					七・八〇	
生活費					一〇三・〇二	
食費					四・七〇	
被服費					〇・九〇	
光熱費					〇・一八	
什器費					三・五〇	
雜費					一二・〇三	
生活費計					一二・〇三	
總收入					三四・九二	
阿片賣却					三四・九二	

一九五

戸主日工収入 三〇・〇〇
長男 送金 四〇・〇〇
計 一〇四・九二

計

三〇・〇〇
四〇・〇〇
一〇四・九二

斯の如くして滞納税額を加ふる時は全収入を以てしても一五圓の缺損を示してゐる。

以上を通じて見るに勿論杜撰なる農民の腦裏より強ひて記憶を呼び起さしめたる數字に就き全的に之を信するを得ざるもその大勢を察知するを得べし。大體に於いて秋の收穫の良否に依りて次の收穫期までの生活の標準を決定するものの如く年々の收支略々相一致するを通常となす。前記諸選擇調査戸に於ても収入は支出に比し過少に表明するを以て其の收支相償ふものと認むるを得べし。

以上に就いて見るに小作農に於ては農業經營のみにては到底生活を維持し得ざるを以て、經營の不利を察し得べし。

自作者に關しても經營面積に比し家族員數勞働力等の過剰なるは何れも他に收入の道を講じつゝあり。今選擇調査中の自作者のみに就き一人當可耕面積及び家族一名を維持するに足る耕地面積を概算せば次の如し。

調査番號	經營面積	耕作従事者	維持家族數
(一)	七・〇	三人	四人
(二)	二六・〇	二・五	六
(九)	四四・〇	三・〇	四
(二七)	二七・〇	一・五	三
(三四)	六・七	二・〇	四
(四三)	一三・〇	一・五	二
計	一三三・七	一三・五	二三

(備考) 雇傭勞働者は年工は一、其他は日數、月數に依り概算す。

上の表より一人當り可耕平均面積は 九・九八畝

家族一名を維持するに足る平均耕地面積 五・三八

となる。小作者に於ては收穫を折半する分益小作多きを以て少くとも自作者以上の耕地を必要とすべし。之より歸納するに勞働力に妥當する耕地を有する自作を以て最も有利なる經營形態なりと結論を得べし。

(2) 販 賣

本屯に於ては粟粟を栽培、阿片を採取して生計に資する者多く、阿片以外は自家消費にも不足する程にて穀類を賣却することは餘り行はれない。自家消費の上尙穀類の剩餘を見るものは本屯にては數名に過ぎぬ。

阿片販賣は滿洲國成立以來阿片法第十條但書に依る特定收買人たる城内大満公司に賣却する。比較的裕福なるものは全收穫を俟つて一時に賣却するが然らざるものは數日毎の收量を集めて出掛ける。價格其他の事情は耕種概要中阿片の調製販賣の項に叙述しあり。

穀物を賣却せんとする時は該穀物を驢に積み或は肩に荷ふて縣城に至る。本屯にて大車を所有するは(5)及(42)のみであり、而も(42)は凌源平泉間の鐵道工事の際木材運搬の目的を以て購入せしものにして農業用として使用せず。現在凌源城内に保管者ありて貨客の運搬に従事し居り農家の實用たるは僅かに(5)の一あるのみ。故に總べて運搬は驢の脊、或は人力に依る状態である。道路は幹道たるを以て輕く舗裝しある箇所もある位にて滿洲の道路としては良の部に屬すべく凌源に至る十五支里の道も左程苦難を感じざる模様である。

斯の如くして縣城々門に到れば「口」と稱する税捐局の出張所あり。穀類果實等の賣却を爲さんとする者は此處にて口條と稱する紙片を受取る。之は販賣物の種類量及び所持人の氏名を記入せる一種の販賣許可證なり。

市場に到り賣買兩當事者集ひ契約成立すれば、打揃つて税捐局に赴き口條及び諸般の手續の手續料として銀二分及び販賣税を納める。之は賣却者の負擔であり、一斗未満は無税なるも二斗は銀八分それより一斗を増す毎に四分を納めるのである。粮棧の買出しに來ること全然なし。

(3) 副 業

本屯に於ては副業と認め得るものは僅かに(12)の旅館經營及び(34)の果樹の栽培のみ。其の中(34)は嚴格なる意味に於ては果樹の栽培をなすとは言ひ得ず、單に植樹しある果樹より年々生産されるものを採取販賣するに過ぎず、積極的に之が收穫を増加せんとする努力を缺く。

次に是等の副業的收入を調査すれば次の如し。

(12) (旅人宿)

本屯に於ては他所より農業勞働力を雇傭することなければ農繁期に於ける宿泊者は皆無である。年内を通じて僅かに陰曆十一、二月の兩月のみ正月準備の爲め城内へ買物に集ふ者の宿泊を見るのみ。他の時期は殆んど皆無なりと云ふ。之が宿泊に當つても一泊一五錢の宿料にて二食を給するのみ。宿泊者氏名は勿論其の數をも記入せざれば正確なる數字は得ざるも昨年末の状況左の如し。

宿泊者概数		宿料(一泊二食付)		計	
一月	一五名	四月	二・二五	一月	二・二五
二月	四〇名	五月	六・〇〇	二月	六・〇〇
計	五五名	計	八・二五		

宿泊者に供する食量は不明なり。

(34) (果樹栽培)

樹種	樹数	生産量	賣却量	賣却價額
梨	一〇本	六〇〇斤	全部(一斤)	六・〇〇
杏	五本	二五〇斤	全部(一斤)	二・五〇
桃	七本	一四〇斤	全部(一斤)	一・四〇
櫻	二本	六斤	全部(一斤)	〇・六〇
梅	三本	五、〇〇〇個	全部(一〇〇個)	一・五〇
砂梨	四本	八斗	全部(一斗)	六・四〇
依果樹栽培年收總額				三一・九〇

4、畜産

(1) 役畜

飼養状況	飼料	一頭一日分	給與時刻
A 牛	飼料	三〇〇斤	日出 正午 日没
飼料	豆 草	五斤 此中一種	一日三食毎食之分量
豆	一升		略同

畜舎は牛棚と稱し概ね屋根を有す。畜舎内には牛槽の設備あるのみ。草藁等を下に敷くことなし。繁殖(6)にては牛のみは去勢することなく之を牝牛と稱し去勢せるものは牝牛と言ふ。繁殖期は毎年春にて毎年繁殖するを普通とす。生産された仔畜は二才乃至三才まで飼育し之を賣却するを普通とす。牛は自家生産したるものは四才より使役し十五才位になると之を屠牛場に賣却することが多い。尙面白いことはこの場合直接屠牛者へ賣渡さず近隣の者に譲渡し其の者が城内の屠畜場へ賣却に出掛けることである。矢張り自ら屠畜者へ手渡すことは情に於いて忍び難い點があるものと思はれる。

耕作の必要より之に使役する牛を購入する際は概ね働き盛りの七八才のものを購入、之が評價は重量に依り時の牛肉市價三分の二を以てすると言ふ面白い習慣も行はれて居る。之は必らず牛の場合にのみ限られる。

B 驢及び騾

飼養状況(飼料は馬騾共に同種同量)

飼料	一頭一日分量	給與時刻
乾草	二〇斤	一日三食にして日出時、正午、日没時
高粱	二升	
黑豆	一升	毎食の分量は略々同量なり

畜舎は馬棚と稱し、石槽の設備のみにて土間には別に乾草藁等を敷くことなし。種牡馬は騾公子又は兒馬子と言ひ二十里堡にあり。繁殖は春一回にて牛と同様毎年生産す。仔畜は二才乃至三才にて賣却するを普通とす。

馬は四才驢は三才より使役し馬は二十才驢は十六七才位になると之を賣却す。(於城内家畜市)

(2) 用畜

A 猪

飼養状況	飼料	分量(一頭一日)
成畜(滿一年以上)	水缸	三升
	糠	一升
仔畜(一年未滿)	水缸	三升
	糠	一升

自家給與の飼料は以上のみにて日中は放し飼ひなれば屯内所食餌をあさる大小黒猪の漫歩するを見る。畜舎は猪圈にして片隅に屋根を葺きたる猪編棚子の設けあり、石槽は圈外に設置しあり。

繁殖 一年二回繁殖し一腹十口内外にして成育率相當高く斃死するもの少なし、仔畜の處分は賣却自家消費殘存に略々三分される。
販賣 凌源城内老根市に到り賣買兩當事者相會し談議れば同所へ出張し居る税捐局員に販賣税並に購入税(牲畜税)を夫々納入す、仔畜は生後百日にして販賣せらる。

B 羊

飼養繁殖の状況

羊は日出時北にある山へ放牧し、日没時自家へ戻る故に自家給與の飼料は僅かに晩一回一頭に付き樹葉或は豆稈(藎)何れかを二、三斤與ふるに過ぎない。畜育場は羊圈にして低き屋根を葺き冬期のみ羊草を敷く舍内に木槽の設備がある。羊を飼育する目的は主として肥料たる糞を得るにあると言ふ。

羊毛より氈子を作り、或は肉用に供することもあるが乳を搾ることは全然ない。

繁殖は主に春行はれ春生産された仔は秋には賣却の運命に遭遇する。(一腹一頭)

附 畜産加工

役畜の中驢のみは之を屠殺し、皮は専門家に依頼し之を革とし靴の修理等に使用す。

羊毛は弓子を以て柔軟ならしめ氈子二枚の間に羊毛を敷き之を捲き足で轉がし熱湯を注ぎ更に再び轉がす。この行程を十二時間程繼續し氈子を製作する。この氈子は全然自家用のみにて販賣せず。

C 牧 野

本屯北方に連なる山々は何れも耕地少なく概ね牧畜地として使用せらる。土地の所有は夫々決定し居れど薪炭材たる樹木の採集以外は所有權に關係なく隨意に行ふことを得、山は岩山にして樹木の成育には適せざれども、牧草の發生には支障とならず相當量を生じ家畜少なき故もあれど飼育に不足することなし。

D 獸 役

六七年前心黄と稱する一種の精神病ありたり。この疫病は春起るものにして牛のみは全然罹病せず。其他の家畜に至つても罹病數明かならず、大なる災害は受けざりしものの如くであつた。

一昨年は申皮黄と稱する病起り皮と肉との間に瘡(塊)が出来るもので之も牛のみ罹病せず、他の家畜は殆んど罹病したが別に災害に至ることはない。

三、政 治

民政部 鈴木正興

目 次

序

第一章 部 落 概 説

第一節 位置、交通

第二節 地勢、地味

第三節 沿革的特色

第二章 區村制度の經過概要

第一節 縣政沿革

第二節 十五里堡に於ける區村制度沿革

第一款 縣公署の實施する區村制

第二款 旗公署の實施する區村制

第三款 縣公署と旗公署との關係

第三章 警察制度概況

第一節 一般警察概況

第一、日系警察官の服務狀態

第二、日系警察官の生活狀態

第三、一般警察官の素質及教養狀態

第四、一般警察官の服務狀態

第五、一般警察官の訓練狀態

第六、一般警察官の給與狀態

第七、一般警察官の生活狀態

第八、農村に於ける警察行政の實狀

第九、一般農民の警察官に對する關心

第二節 保 甲 制 度

第一、總 説

第二、保甲牌の組織

第三、保甲制度と行政區劃との關係

第四、自衛團との關係

第五、移住者に對する牌の取扱

第六、保甲牌の經費

第七、保甲牌に於ける賞罰

第八、保甲牌長

第三節 自 衛 團

第一、自衛團の組織

第二、團丁の徵集方法

第三、素 質

第四、自衛團團丁の待遇

第五、勤務狀態

- 第六、武器彈藥
- 第七、戰闘成績
- 第八、他機關との連絡
- 第九、自衛團の役員
- 第十、新移住者の自衛團加入状態
- 第十一、監督方法
- 第十二、賞 罰
- 第十三、自衛團の無給制
- 第十四、制度に對する意見
- 第四節 治 安
- 第一、匪賊の状況
- 第二、銃器回收
- 第三、犯 罪
- 第四、其 の 他

第一章 部落概説

第一節 位 置、交 通

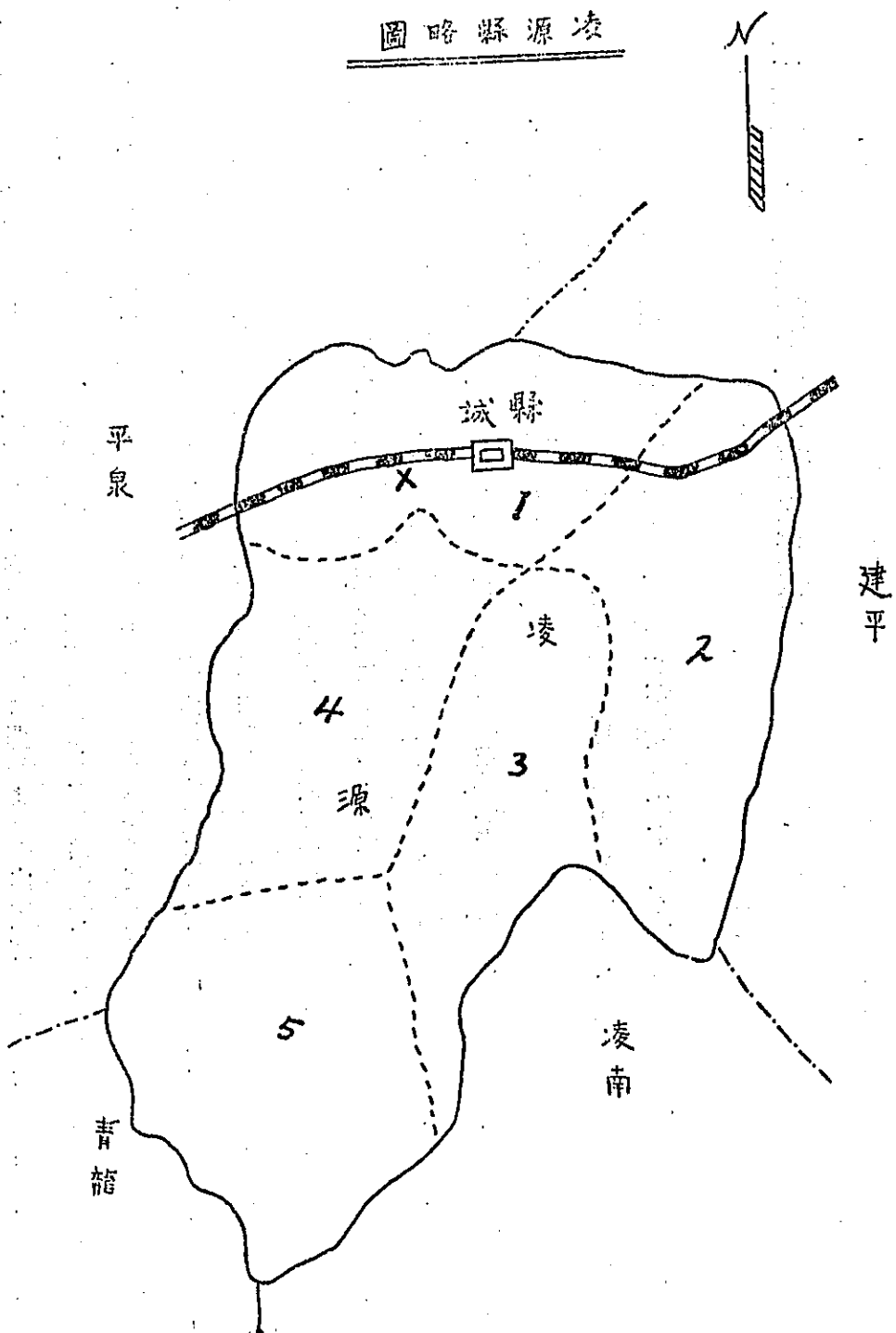
十五里堡村は凌源縣第一區十八里堡牌の一部落であつて縣の北西部に位し、縣城より平泉に至る國道に沿ふ小部落である。縣城を距ること十五支里、此の爲に十五里堡村と名付けられたと謂はれて居る。

第二節 地 勢、地 味

部落は盆地にあつて四圍山に圍まれ大凌河は部落の南端を南北に流れ水清く日本内地の景に似たものがある。山と部落とが近接する爲に耕地少く東西一里半、南北一里に過ぎず地味は貧弱、土中に多くの石塊を含む。

- 第四章 村落共同生活
- 第一節 政治的共同生活
- 第二節 經濟的共同生活
- 第三節 宗教的共同生活
- 第四節 血縁的共同生活
- 第五節 地縁的共同生活
- 第五章 農業労働者
- 第一節 部落及農家の構成
- 第二節 農業労働者の發生と需給關係
- 第一款 農業労働者の發生過程
- 第二款 自家勞力
- 第三款 雇傭勞力
- 第三節 農業労働者の種類、賃銀、時間、雇傭方法、生活費、労働市場、

凌源縣略圖



農業は屯内産業の大宗であつて、収入は擧げて農業収入を主體とする。農産物としては高粱、豆類、粟、麥類、阿片、葉煙草、棉花、白菜、葱、馬鈴薯がある、屯内耕地面積は判然しないが大體五〇〇畝内外であると謂はれて居るがそれ以下ではないかと信ずる。尙參考迄に擧ぐれば屯の所屬する第一區は可耕地一五、〇〇〇畝、既耕地一九五、〇〇〇畝、可耕し得ざるもの二、一五〇、〇〇〇畝に上る。

第三節 部落の沿革的特色

二〇四

部落は合計五十四戸なるも漢族系の二戸を除いては蒙民であり、土地其のものも蒙地に屬して居る、漢族系の二戸は最近一―四年前に貧農の姿で平泉縣より來住したものである。

蒙民は外蒙庫倫の西方二千支里に位し丘阜地帶連互する高原地烏里雅蘇臺より縣内南部にある南哨に移住、何年間定着せるかは不明であるが、其の後洪水の害と均分相續制に基く土地細分、耕地荒廢及減少に襲はれて生活困難を加へたものの如く、今より約二〇〇年前、數名相伴ひて本屯に來住、附近の地を開拓し耕作に従事したものである。本屯には始め旗民于某（當時三人の子を有す）王より生計地として土地を與へられ附近を耕作して居たのであるが其の後外蒙より南哨、更に本屯に移れる蒙民に耕地を貸し與へた、當時三年間は無租子であつたが其の後租子を徴收することになった。土地は其の後新移住者、例へば張某の如きものに轉賣（實は兌）せられ次第に權利關係が不分明化して來たのである、乍併依然として現在に直系に當る于永昌は僅かなる租子によつて生活を維持することになったのである。部落民は當時は未だ割合に裕福であつたには違ひないが分家に繼ぐに分家を以てする結果次第に土地の細分化に陥り現在の如く生活の窮迫、勞働者の増加を見るに至つた、乍併農村として見るならば割合に家屋も大規模であつて石造、瓦葺或は草葺、塼は總て石塼である、本屯移住後訴訟事件の爲旗公署の兵が來屯して兵食の負擔に苦しんだ噂もあるが、近年鐵道敷設に對する買收價格が未だ支拂はれない爲にかなり苦しんで居る土民もある。屯民には辨髮を貯ふるもの多く懷舊の情をそそるものがある。

本屯は前述の如く熱河省蒙民の部落である、斯くの如く農耕に従事し得るに至れるは遊牧を業とする彼等の祖先から見れば一大進化過程であると謂ひ得るのである、又斯く烏里雅蘇臺より南下、西進せる彼等が現状の儘定住するか、或は更に移動する行先は何處であるかは興味ある問題である。

第二章 區村制施行の經過概要

第一節 縣 政 沿 革

當凌源縣の約三百年以前は住民の大部分は蒙古人にして縣政其の他樞要なる諸機關には何れも蒙古人之に當りたるが、爾來漢族の移住と共に

に漸次蒙古人の勢力範圍は衰退し縣政諸機關の運用は何れも漢族の手中に移り、其の勢力の失墜と共に蒙古王一族は凌源縣城を距ること南方一三〇支里喀喇沁左翼旗公營子に住居を移し目下茲に居住しあり。

今尙縣下には蒙古人の經營せし徵稅機關として凌源縣城に旗務局一ありたるも、民國十五年湯玉麟の入熱と共に之等蒙古系諸機關は何れも王族の居住地たる南公營子に移住し、廳舎のみ殘存する状態である。

蒙古王の施政を爲しつつありし當時の凌源縣は湯玉麟の民國二十年之を凌源、凌南の二縣に分割せられたものである。

第二節 十五里堡に於ける區村制度沿革

本屯は若干の漢族系屯民と多數の蒙民とを以て構成せらるるが故に前者に對しては縣公署の行政が、後者に對しては旗公署の屬人的行政が行はれて居る、從つて此の二種の屬人的行政の性質を帯びる區村制を別けて見る必要がある。

第一款 縣公署の實施する區村制

民 國 時 代

民國時代に區村制が存在して居たことは明かであるが別段準據章程の如きものはなく唯單に上級官廳としての省公署の命令にのみ據つた外縣公署は適宜に慣習的に行政を行つたのである。

建國後の推移

邊陲の地であるが爲に區鄉村の別は民國時代の儘で變更を見ないが區村制は施行されて居ない。

區村の境界

區は界標に依つて區劃せらるるが村の境界はない、此の區の境界は人口分布状態と地理的條件に依つたものであつて、現在は警察區と全く一致して寧ろ警察區としての意義が存在する、治安の上から見ても、政治的經驗から見ても警察行政によつて屯の秩序が割合に公平に保たれて居る時代であるから、現状から推すならば未だ區村制を重要視する段階に至つて居るとは考へられない、屯内の行政は警察と保甲制度によつて實施され一區に一警察署を設け警察署長は區長を兼務する。區の大小により三―一の警察分署を置き内務局、警務局の命令は警察署長を通じて屯内に傳達される、從つて區村公所の組織等はないから警察署は行政を行ふと共に反射的に反滿抗日分子の發生を防止して居る。

民國時代は勿論のこと遡つて清國時代に於ても準據章程に據つて行政が施行せられて居た。
建國後の推移

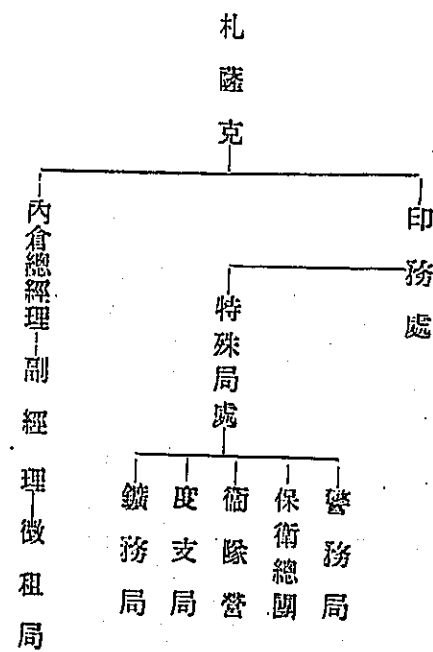
建國後は建國精神に反せざる該法規を援用し、尙足らざる所は省公署の命令を受ける、區村制度其のものは民國時代と大差を見ないから區村公所は以前同様存在しない。

本屯は牌長郭凌德（十八里堡牌村に住居を構へる）の下にある十八里堡牌の第一區に屬する、十八里舖牌は蒙民の屯を含む十三箇村を以て構成せられて居る。

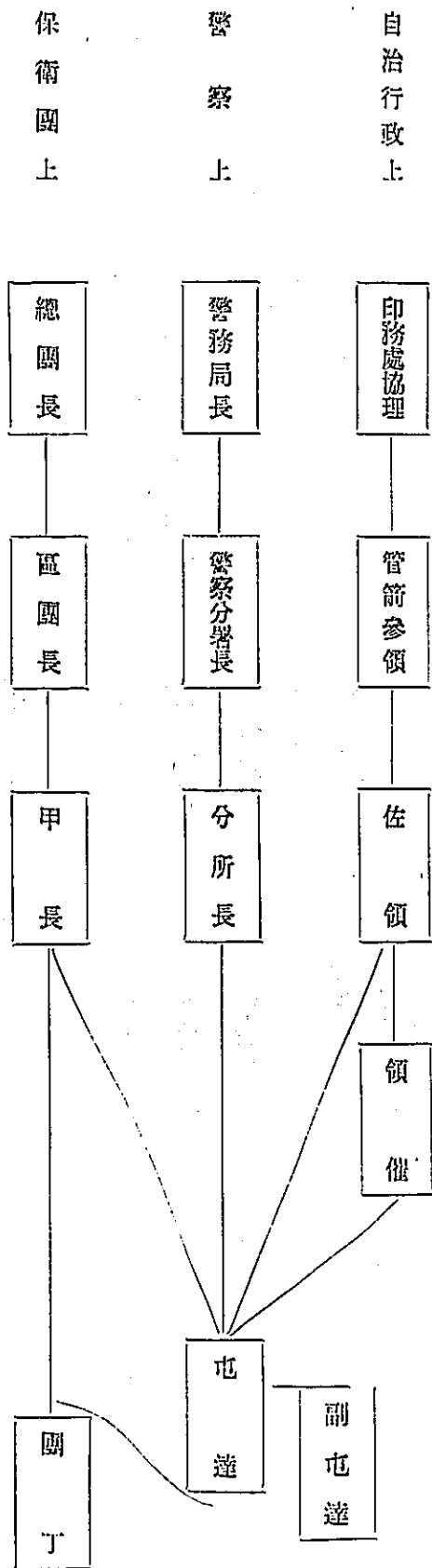
昨年迄は蒙民屯達として于貴選ばれ屯内全般の實權を握つて居たが現在は鐵道以北に一人の屯達、中部に一人の屯達、國道以南に一人の屯達、合計三人の屯達を有する、本屯は前述の如く殆んど蒙民により成る部落であるから屬人的に旗公署の管轄下に置かれる、唯治安關係及禁煙特稅關係に於てのみ縣公署の干與を受けて居る。

地理的條件と人口分布狀態によつて區の境界が定めらるる、區の境界は界標による、然し屯の境界はない。唯慣習的に屯民の間に分かれて居るに過ぎない、本屯の如きも僅かに凌源に通ずる道路に直角に交はる數條の小路を以て東北は十二里堡村に南西は十八里堡村に各隣接するのみである、此の區界に原因する紛争は殆んどないが若しあるときには警察署長の解決を求むることになつて居る。

旗公署組織



地方機關組織



地方機關としては區郷に相當して箭、佐、丁があつて管箭參領十三人、佐領五十三人、領催五十三人、又副屯達を有する屯がある。警察署に當る警察分署は四、分所は各分署に二個附屬する。職業的保衛團は保董に相當するものとして區團長、然し民間排長に相當するものはない。區團長は九人、現在總團長は改變の目的を以て存在しない、一甲長の下に八人の團丁がある、旗公署としては凌源全縣を八區に別けて居るが保衛團區は之を六區に別ける。

屯内の總意は或る場合には一戸一人より成る會議を以て決定せらるることもあるが多くは屯達の獨斷によることが慣習である。

此の組織を見るに上部の旗公署に就ては問題ない、又下部の屯達、團丁もやはり問題ない、乍併、中間組織たる部分は旗の箭佐組織を除いては縣公署の實施する組織態と類似する、果して然らば何故に斯かる變形を呈するかは甚だ興味があるが、之は極めて特殊的に旗公署が縣公署の管轄下にある組織に色づけられた、模倣したものを見る外はない、漢人化した蒙民の採つた特殊的の形態である、乍併、之は組織の形式的整理であつて圖の如く全機能が發揮されて居るものではなく實質的には舊來の慣習に従つて居ると見たい。

徵稅

旗公署の事務は徵稅事務に盡きる、租稅は以前辦公費として縣公署に收納しつつあつたが、民國三年より旗公署に於て徵收することとなり

一畝當り 五〇錢（康德元年度）
同 七五錢（康德二年度）

其の用途は警察、自衛團費、教育費、旗公署の諸経費等の項目に分類される、國税は別になく唯阿片税のみは專賣分署に收納する、其の額は一畝に付年五圓である。之に附加して屯達は一畝當り二十錢を徴收する、之は税捐局の徴税員應接費となるものである、此處に問題となるのは朝陽縣のそれと全く正反對に縣公署の税金は旗公署の畝捐よりも低額なる爲に蒙民にして縣公署に納税して納税義務を免れやうとする者が生ずることである。

土地の性質に依る徴税概表

蒙人種自己蒙地			
税目	單位價	負擔者	徴收機關
大煙稅	一畝五・〇〇	自己	從來縣、旗兩公署、 昨年より旗公署
畝捐	一畝〇・七五	自己	旗公署
小費	一畝〇・二〇	自己	屯達、牌長
蒙人租漢地耕			
大煙稅	小作人	縣公署	每年七月—十月
畝捐	小作料多きとき地主、少きとき小作人	縣公署	每年三月及十月
小費	小作人	屯達、牌長	每年七月—十月
蒙人買漢地耕			
大煙稅	買主（承兌主）	旗公署	每年七月—十月
畝捐	買主（承兌主）	旗公署	每年三月及十月
小費	買主（承兌主）	屯達	每年三月及十月
蒙人承典漢地			
大煙稅	承典主	縣公署	每年七月—十月
畝捐	承典主	縣公署	每年三月及十月
小費	承典主	牌長	每年七月—十月
漢人租蒙地			
大煙稅	小作人	旗公署	每年七月—十月
畝捐	小作料多きとき地主、少きとき小作人	旗公署	每年三月及十月
小費	小作人	屯達	每年七月—十月
漢人倒兌（買）蒙地			
大煙稅	承典主（漢人）	縣公署	每年七月—十月
畝捐	承典主（漢人）	縣公署	每年三月及十月
小費	承典主（漢人）	牌長	每年七月—十月
漢人種自己漢地			
大煙稅	自己	縣公署	每年七月—十月
畝捐	自己	縣公署	每年三月及十月
小費	自己	牌長	每年七月—十月
漢人承典蒙地			
大煙稅	承典主（漢人）	旗公署	每年七月—十月
畝捐	承典主（漢人）	旗公署	每年三月及十月
小費	承典主（漢人）	屯達	每年七月—十月

右の中、蒙人租漢地並漢人租蒙地の場合に分益小作なるときは地主、小作人は折半負擔することとなつて居る。

歲入決算表

（大同二年度）

畝捐	一五、〇〇〇・〇〇圓
租	三、六五一・七七
地	一三〇・〇〇

審計部 九二九・〇〇
糧款 一四〇・〇〇
計 款 捐 款 一二九・〇〇
支出決算表 一九、九七九・七七
(大同二年度)

衛隊除餉	一、五二〇・〇〇
警務處公費	七、八〇〇・〇〇
初級小學經費	一、一一一・〇〇
高級小學經費	三、二八〇・〇〇
旗公署職員薪水	二、〇七七・九五
差役費	一、四九三・〇〇
旗公署辦公費	一、六八〇・〇〇
路費	二、〇〇〇・〇〇
雜費	二、四八〇・〇〇
特別費	六、九〇三・〇〇
度支局費	二二〇・〇〇
計	三〇、七六四・九五

以上は極めて概算であるが歳入の部に於て畝捐を畝數三〇〇响、一畝に就き五角と計算するが、事實に於ては四〇〇响、一畝に就き七角或は七角半と見なければならぬ。

管下土地概要

蒙古人自種地	王公自種地
旗公署公地	旗公署公地
蒙古人耕作地	蒙古人耕作地
漢人耕作地	漢人耕作地
荒地不明	荒地不明
一、四二五・〇〇	五〇〇畝
一、四二五・〇〇	六、六二〇
三、七五二・〇〇	
不	
明	

第三款 縣公署と旗公署との關係

本屯に對する區村制の命令系統は漢族系屯民に對しては縣公署内務局長又は警務局長、警察署長、村長を、蒙民に對しては旗公署協理、警察分署長、屯達を順次に下ることになつて居るが、(一)事務の圓滑(二)治安の點から縣公署の協力を得て居る、兩公署の間に起るべき權限上の紛争は事實上の勢力を有つ縣公署、或は其の上にある省公署の意思に従ふ場合が多い。

行政上に於ては縣公署に蒙旗代表一名を顧問に委嘱し専ら旗縣間の連絡に當り表面上良好である、旗長、縣長間には私的交渉はないが感情の衝突はない。縣公署には蒙民を官吏として採用することがある。唯全體的に見るならば蒙民を壓迫する傾向がないとは謂へない。

徵稅上に於ては國稅は一樣に稅捐局に納め漢蒙人間に差等なし、畝捐は漢人は縣公署に、蒙民は旗公署に、納めることになつて居るが、漢人の抗租者は多い、地方費に關しては縣城附近の蒙民が縣の負擔を負はされて居る事實がある。

司法關係に於ては蒙民間の案件中、民事は旗公署に、刑事小件を旗公署に、刑事大件を縣公署に取扱はしめて居る、蒙漢人間の案件中、民事は一定しないが縣公署を普通とし會審することがある、刑事は縣公署が取扱ひ、會審を行ふことがある。

現状では壓迫と紛争を惹起し易いから畝捐、土地、裁判の確定、烟政の是正、蒙政廳の設立、旗參事官の配置を希望しつつある。屯は旗を構成する、屯旗は民族血縁團體を基礎とする蒙民社會の構造單位であり、蒙民政治經濟組織の單位である。旗公署が假令民國時代に於て縣公署の壓迫によつて公營子に退いても尙存在したことを忘れることは出来ない。蒙古の慣習を知悉する行政機關を今後如何にするやに關しては議論多くして、何れが是なるやは論定し難いが結局旗公署を縣公署に合併するか或は分離せしむるかであつて分離論は更に對等にするか非對等にするかにある。民政、蒙政兩部の獨立、即ち滿洲が有する特殊事情から省公署の蒙政廳下に統一された旗公署には各縣公署同様に旗參事官を設け連絡と指導に當らしめることは現状を混亂せしめない一案でもあるが旗公署の組織を可成そのまま縣公署に合併する傾向をとることになるであらう。

次に縣公署は禁煙特稅に對する實權を握つて居る。

禁煙特稅

禁煙特稅は本質上警察關係のものではなく、郷長、村長の管掌するところのものであるが、實際上の實力がない爲縣公署の警務局の協力を

得て居る、警務局としても余力を以て徴税に協力する。

禁煙分局の組織

禁煙分局は縣長、副局長は警務局長が當り、省公署内の指導局長の指揮命令を受ける、職員は主任以下五人の局員及徴收員七人計十二人より成る。

煙地の指定及特税の徴收

煙地の指定は先づ各牌長より牌内の要求畝數を所轄警察署に報告せしめ警察署に於ては之を取纏め禁煙指導分局に轉報する、分局は之を審査し總煙地比額に應じて區別し之を指定する。

特税の徴收は分局徴收員七人が當り、各區に禁煙指導分局徴收員駐在所を設け専ら之が徴收に當り、十日毎に一回金額を縣指導分局に送付し、各區保甲役員は此の徴收に補助する、徴收員の俸給は各月の手當として一人二十五圓平均（別に旅費として一日五十錢、外に徴收額に應じて賞與を與ふれば良きものと認めらる）主任以下煙地調査の整理、税金徴收事務の處理に任ずる、煙地調査員の調査簿の提出終れば之に基き分局長たる縣長及參事官は災害の状況其の他の事情を十分考慮し徴税畝數を確定したる後、特税徴收員を各區に派駐せしめ、十日毎に禁煙分局に報告、納入せしめ、更に稅務監督署に收納する。

康徳元年度縣内十八里堡煙地特税概表

原調査面積	七八・九六畝
災地面積	一四一・六三
淨煙地面積	六四七・三三
應徴稅額	三、二三六・六五圓
既徴稅額	二、六九八・〇〇
未徴稅額	五三八・六五

第三章 警察制度概要

第一節 一般警察概況

第一、日系警察官の服務狀態

凌源縣警務指導官は板藤首席指導官以下五名克く相和し何れも職務に勤勉なるを見る特に板藤警佐の嚴峻なる態度は克く警務局を統制指揮しつつあるは特筆すべきなり。

時に三月二日青龍、凌南縣境に匪賊出現の報に依り板藤指導官は率先討伐に出動せり、其後參事官も討伐に出動するに當り中村指導官と交替遂に匪賊を擊退せしめたり。

斯くの如くなるを以て調査員は服務狀態良好なりと認む。

第二、日系警察官の生活狀態

凌源縣公署は凌源縣城內西部に位し縣公署内廣きも廢れたる狀態なり。此の中に瓦房一棟ありて警務指導官の宿舍に充つ。而して建物古きを以て修繕に多額の費用を費し、其の經費は指導官自身の負擔なりと謂ふ。因に板藤指導官は修繕の爲三百元を投じたりと謂ふ。此の中に住む指導官は板藤警佐、中村巡官、藤井巡官の三名にして何れも家族一緒に同居せり。尙子供は縣城內近くに日本人小學校へ通學しつつあり、然れども此の頃配屬せられたる山口、飯名の兩警士は之等の宿舍に入る餘地なく各自々費にて私宅に住居しつつあり。

第三、一般警察官の素質及教養狀態

(一) 一般警察官の素質

一般滿系警察官中警士は何れも縣の警察官練習所に一應の教養を受けたる者なるを以て、其の素質熱河省全般より見たるとき良好と認むべきも、全滿特に奉天省各縣の夫れと比較するとき未だ劣等なり。蓋し一般警士の給料は六圓乃至拾圓と云ふ低き月給なる爲、特に教養ある者例へば中學卒業者の如き者敢て志願せず從て素質優秀なる者殆んど無き所以なり。斯くの如くにして其の素質農民と大差なく只讀み書きし得る能力あるを以て足る。

(二) 教養狀態

前述せる如く縣の教養機關としては警察官練習所存するのみ、現在三十九名を教養中なり。

警察官練習所は警士を教養するを目的とし一ヶ月を期間とす、練習生は嚴格なる教養を受け警察官としての一般常識を具備せしむるものと

す、巡官級以上の者に對しては現在實地教育を施しつつあるも將來之が教養に就き研究考慮中にして之が教養に關し省公署並中央政府にて考慮せられ度し。

第四、一般警察官の服務狀態

滿系一般警察官は上述せる如く、其の腦力に於て未だ乏しきも表面實に從順なり。然れども二、三の教養ある者を除いては此方の間に對し應答し得る者少し。

警務局長は態度、志氣共に堂々たるも其の腦力足らざるは遺憾なり、然し指導官の指導に従ひ努力しつつある點は認むべきなり。地方の一般警察官は志氣なく呑氣にして他の警察署と協力する點に缺けたるは最も遺憾とする所將來の教養を俟ち素質の向上を望む。

第五、一般警察官の訓練狀態

一般警察官は其の採用に際し一應試験し、警察官練習所にて實地訓練を爲すを以て此れ以外に訓練を爲さざるを普通とす。只警察隊に於ては其の必要に鑑み匪賊討伐の爲の訓練を爲す。

本縣現下の狀態としては尙治安第一主義にして、半軍半警をモットーとすれば尙一層訓練されむ事を望む。

第六、一般警察官の給與狀態

警士の給與に就ては曩にも一言せる如く、最低六圓最高拾圓と云ふ狀態なり。斯る低き給料なりと雖も尙熱河省中良好なりと謂ふ。然れども斯る低給にては妻子親を養ふに汲々たり、將來一日も早く先づ平均拾二、三圓に引上げ然る後漸次増給せむ事を望む。

然れども現在縣收入の貧弱さを以ては其の望容易ならず、縣豫算をもつと多く警察費に充て、尙警察費は國庫に於て一部なりとも負擔せられる様希望す。

因に凌源縣の豫算總額拾四萬元にして中七萬元は警察費なり即ち警察費は縣豫算の五〇%を占む。

第七、一般警察官の生活狀態

上述せる如く現在一般滿系警察官は給料低きを以て其の生活狀態も概して低きも、尙一般農民の生活狀態に比較すれば同等或は同等以上の生活を爲す、乍併此の點に付其の裏面疑なしとせず。或は職權亂用搾取するが如き弊害なきやを疑ふ、此の點を考慮する時矢張り増給を速

にせむ事を希望す。但し私見に依れば斯る事實なりしを幸なりと思ふ。尙衣服に付ては巡官以上は相當なるものなれども警長以下夏服にて忍ぶ者尠からずと聞く此の點も考慮せられむ事を望む。

第八、農村に於ける警察行政の實狀

凌源縣は縣内五區に區分し各區には警察署長ありて區長を兼任し、警察事務は勿論一般內務行政にも従事す、所謂警察國たる現狀なり。警察署長の下には警察分署長ありて同様一般事務に従事す。從て農村の警察行政は普及せりと謂ふも過言に非ず。尙民間には保甲自治の組織ありて警察行政を助け警察署長の命令を受けて警察事務を行ふ場合もあり協力しつつある點は現狀に於て最も妥當なりと信ず。

一般民衆は始め銃器回收等に依り一時不安を感じたれども、今日漸次警察行政の充實と保甲制度に依る自衛に依り稍安心して生活を爲し得ると云ふ確信を得つつあるは之れ警察行政の普及せるを知るに足るものなり。但し此の調査地第一區十五里堡村並隣接村の調査より全體を推すものなれば絶對的なものに非ず、尙絶へず小匪に悩まれつつある縣境に於ける警察行政に關しては人的要素は勿論電信電話の設置等物的施設の充實をも計り、一日も早く治安の確立、安心して生活せしむることを得せしめむ事を望む。

第九、一般農民の警察官に對する關心

事變前並事變當時に於ては警察官は一般農民に對し惡事を爲すこと多く、特に農家に宿りて衣食住を恣にし、爲に農民は生活に窮せる如くなり。甚しきは之が爲に所有せる畑を賣り拂へるもの尠からず。斯るが故に農民は警察官（兵士）に對しては一般に心良からず、然れども今日に於て漸く警察官を信頼する様になり、農民は自分達を守る者は警察官と自衛團なりと信するに至れり。斯くて漸次農民は警察官に對し好感を持ちつつ官民一體治安の確立に當らんとするは誠に喜ぶべき次第なり。

第二節 保甲制度

第一、總 說

凌源縣は自衛團存するも暫行保甲法に基く正式なる保甲實施せられず民國時代よりの慣習的なる保甲の制あり。而して序文に述べたる如く凌源縣は旗地多く蒙古人多し、從て蒙古人に就ては旗公署の保甲法適用實施せられ、漢人に對しては凌源縣の管轄する保甲の制實施せらる。斯るが故に調査地十五里堡村に於ても此の旗公署と縣公署の兩者の保甲制實施せられつつあり。